



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ミ ツ バ
代 表 社 名 代 表 取 締 役 社 長 長 瀬 裕 一
(コード番号 7 2 8 0 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 武 井 良 明
(TEL. 0 2 7 7 - 5 2 - 0 1 8 7)

米国集団民事訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社および当社の米国子会社 American Mitsuba Corporation (以下「AMC」といいます。)は、米国における集団民事訴訟の一部原告団との間で和解(以下「本件和解」といいます。)の合意に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件和解に至った経緯

当社および AMC は、一部の自動車用電装品に関し公正な競争を制限したとして、2013 年 2 月以降に米国で複数の集団民事訴訟を提起されており、これら訴訟はミシガン州東部地区連邦地方裁判所において審理されているところ、原告団の一部と交渉の結果、双方が和解に合意したものであります。

なお本件和解につきましては、今後、当該裁判所により承認手続きが行われます。

2. 本件和解の相手方

自動車ディーラー集団および自動車の最終購買者集団

3. 本件和解の金額

95 百万米ドル(約 105 億円)

4. 今後の見通し

本件和解金につきましては、平成 30 年 3 月期第 2 四半期の当社決算における特別損失として計上する見込みであります。これによる当社業績への影響につきましては現在精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。なお、本件訴訟に係属するその他の原告との間では、訴訟を継続いたします。

本件和解は、米国司法省による調査の対象となった平成 23 年 7 月以前の行為を対象としており、当社および AMC に新たな違反が疑われる行為が判明したものではありません。

当社および当社グループは、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取り組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をまいります。

以 上